

第2章

計画の基本的事項

2-1 計画の目的と位置づけ

本計画は、市域全体における温室効果ガスの排出状況を把握し、事業者・市民・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するための指針として位置づけるものです。

国や岐阜県の地球温暖化対策計画との整合を図りつつ、地域の特性や実情を踏まえ、効果的かつ実行可能な取組を明確にすることを目的としています。

また、本計画では、主要な排出部門ごとに現状と課題を整理し、温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた施策を体系的に示すことで、地域全体での着実な排出削減を推進します。

さらに、区域施策編は行政内部の取組にとどまらず、市民・事業者・団体など、地域の多様な主体が共通の目標を共有し、協働して脱炭素社会の実現をめざすための行動計画としての役割を担います。

本計画の位置づけとしては、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものであり、上位計画である「瑞穂市第2次総合計画後期基本計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の地球温暖化対策計画(令和7(2025)年2月閣議決定)、県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「瑞穂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「瑞穂市都市計画マスタープラン」等と整合を図り推進します。

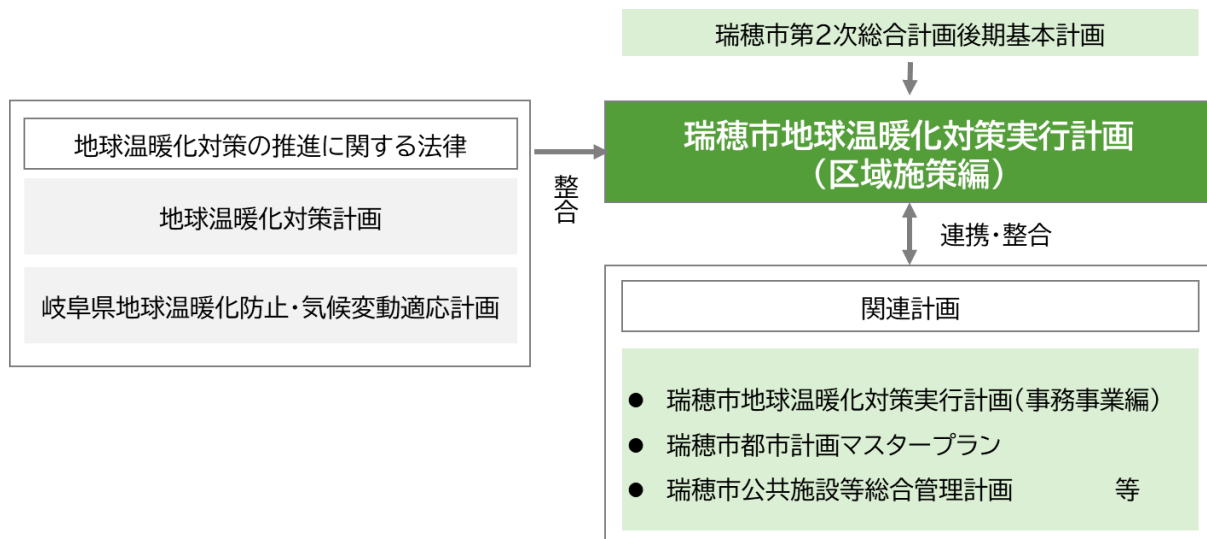


図2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を踏まえ、平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

H25 (2013)	…	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基準年度		計画策定				目標年度
		計画期間 5年間				

図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

瑞穂市全域を対象とします。市、市民、市内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	瑞穂市全域
------	-------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野		
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野（焼却処分）	一般廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出